

新宮町集団健診等委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、新宮町が実施する集団健診について住民の利便性の向上及び健康の保持増進を図るとともに、健診業務の円滑かつ効率的な実施を目指し、専門的な知識及び技術を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

新宮町集団健診等委託業務

(2) 業務内容

別添「新宮町集団健診等委託業務仕様書」のとおり。

(3) 業務箇所

新宮町新宮東二丁目5番1号（シーオーレ新宮）、新宮町大字相島1377番地（相島きずな館）及び町が指定する場所とする。

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

契約締結の日から令和9年3月31日までは業務の準備期間とし、この期間内に業務を履行するために必要となる人員確保や教育の実施及び業務システムの構築等を完了しなければならない。

(5) 予算規模

本業務の予算規模は、139,846,000円（3年間の総額、消費税含む。）以内とする。

3 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書・見積書の提出期限の日から契約締結日までの間に国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 令和8年度・令和9年度新宮町競争入札参加資格者（有資格者）名簿（その他業務の受託）に登録されていること。
- (4) 住民を対象とした集団健診等業務委託契約を過去5年間で1回以上契約していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始もしくは更正手続開始の申立てがされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始もしくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (8) 経営状況及びその規模、態勢において、本業務の履行に支障がない者であること。
- (9) 会社の所在（本・支店、営業所、事務所等を含む。）が福岡県内にあり、本町と十分な意思疎通ができる者であること。

4 日程（予定）

項 目	日 程 等
公募開始日	令和8年10月22日（木）
質問受付期間	令和8年10月22日（木）～令和8年10月29日（木）17時必着
質問回答期限	令和8年11月5日（木）
企画提案書・見積書提出期限	令和8年11月12日（木）17時必着
審査会（プレゼンテーション）	令和8年11月19日（木）13時00分～17時00分
審査結果通知	令和8年11月下旬

5 質問の受付及び回答

- （1）提出書類：質問書（様式1）
- （2）提出期限：令和8年10月29日（木）17時必着
- （3）提出先：新宮町福祉センター 健康福祉課
- （4）質問方法
 - ・質問書（様式1）に必須事項と、簡潔にまとめた質問内容を記載し、「12担当部署」に記載しているメールアドレスへ電子メールにより提出すること。
 - ・電子メールの表題は「【事業者名】新宮町集団健診等業務委託プロポに関する質問」とし、提出後は電話で受信確認を行うこと。
- （5）回答方法
 - ・質問に対する回答は、令和8年11月5日（木）までに新宮町ホームページにおいて公表する。また、電話等による個別対応はしない。

6 企画提案書の提出

- （1）提出書類
 - ・企画提案書（様式2）
 - 【添付書類】
 - ・提案書（任意様式）
A4用紙50枚以内
別添「新宮町集団健診等委託業務仕様書」に従い、別紙1「評価指標」の項目①～⑦及びその他提案に対する説明を記載すること。
※別添「新宮町集団健診等委託業務仕様書」の内容に示す「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」は、令和8年10月1日時点のものとする。
 - ・見積書（様式3）
項目毎に単価を入力すること。「(C)合計見積金額（税込み）」が費用上限額139,846,000円（3年間の総額）を越えないこと。別添「新宮町集団健診等委託業務仕様書」に無い提案がある場合は、「4. 提案業務」に費用を記載の上、提案書にも内容を記載すること。
 - ・参加に関する誓約書（様式4）
- （2）提出
 - ・提出期限：令和8年11月12日（木）17時必着
 - ・提出先：新宮町福祉センター 健康福祉課
 - ・提出部数：5部

- ・提出方法：提出期限までに新宮町福祉センター健康福祉課へ郵送または持参すること。
郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとする。郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議の申し立ては認めない。

7 企画提案の審査

(1) 実施日：令和8年11月19日(木)

(2) 時間：13時00分～17時00分

開始時間は別途通知する。(参加1社あたり説明時間は20分以内、質疑時間は15分程度を予定。)

(3) 受付場所：新宮町役場 2階第1会議室

(4) 審査員：別途定める選考委員会設置要綱に基づき指定する者とする。

(5) 審査方法

- ・審査は参加者から提出された企画提案書及び参加者による審査会でのプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて行い、提案者の業務完遂能力（業務実績、技術力、組織）、企画力及び業務への取組について別紙1「評価指標」をもとに総合的に審査するものとする。
 - ・評価指標に基づき、各委員の評価点の合計により順位をつけ、最も合計点数の高い者を受託候補者として選考する。合計点数が最も高い者が複数であるときは、選考委員の合議による比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点の優劣をつけ、順位を決定するものとする。ただし、合計点数が75点未満の場合は、失格とする。
 - ・提案者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合、合計点数が75点以上でなければ受託候補者として認めないものとする。
 - ・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書等の内容とし、追加資料の配布は認めない。
 - ・当日は担当者の出席（3名以内）を求めるものとする。
 - ・机、椅子、電源、大型モニター（MAX HUB（HDMI ケーブルでパソコンと接続可能））は本町が用意するが、その他の機材は提案者で用意すること。持ち込む機材及び仕様については、事前に町に確認すること。
- (5) 参加者及び結果の公表・通知
- ・企画提案の審査結果は、審査に参加した全ての者に対し、選定の可否を書面で通知する。また採択事業者の社名について、町のホームページで公表する。なお、選定に関する異議申し立て等は一切できないものとする。

8 評価方法

別紙1「評価指標」参照

9 契約

受託候補者と見積りをもとに契約交渉を行い、協議が整った場合に限り地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質は又は目的が競争入札に適さないもの）の規定による随意契約を締結する。また、契約交渉が不調のときは、審査により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を満たさなくなった場合
- (4) 審査等の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された見積額が費用上限額 139,846,000 円（3 年間の総額、消費税含む。）を上回っている場合

1 1 その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。なお、提出書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (4) 提案は事業の実施に際して一部変更する場合がある。

1 2 担当部署及び受付時間

〒811-0119

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目3番1号

新宮町福祉センター 健康福祉課 健康づくり担当

電話：092-962-5151(直通)

FAX：092-710-8287

E-mail：kenko@town.shingu.fukuoka.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）の8時30分～17時まで